

東日本大震災に係る災害廃棄物処理業務 総括検討状況の概要

I 趣旨（はじめに）

東日本大震災に係る
災害廃棄物処理

- 膨大な災害廃棄物
- 全国から多くの支援
- 巨額の公費の投入

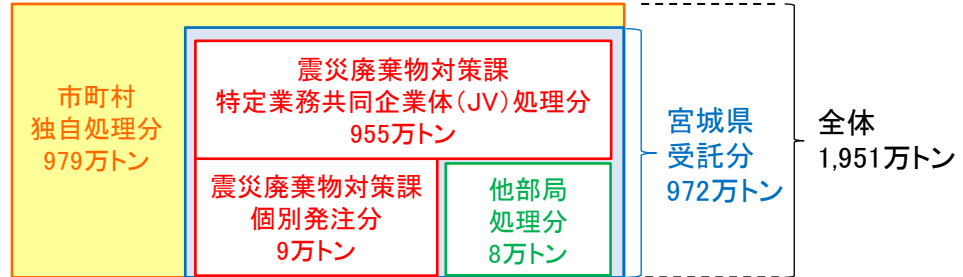
- 前例のない災害廃棄物処理を客観的に検証すること
- 得られた知見や課題を明確にすること

被災県の責務

- ◆ 市町から事務の委託を受けて宮城県が行った災害廃棄物処理業務を検証
- ◆ 検証を踏まえた今後の大規模災害発生時における災害廃棄物処理の在り方を提言

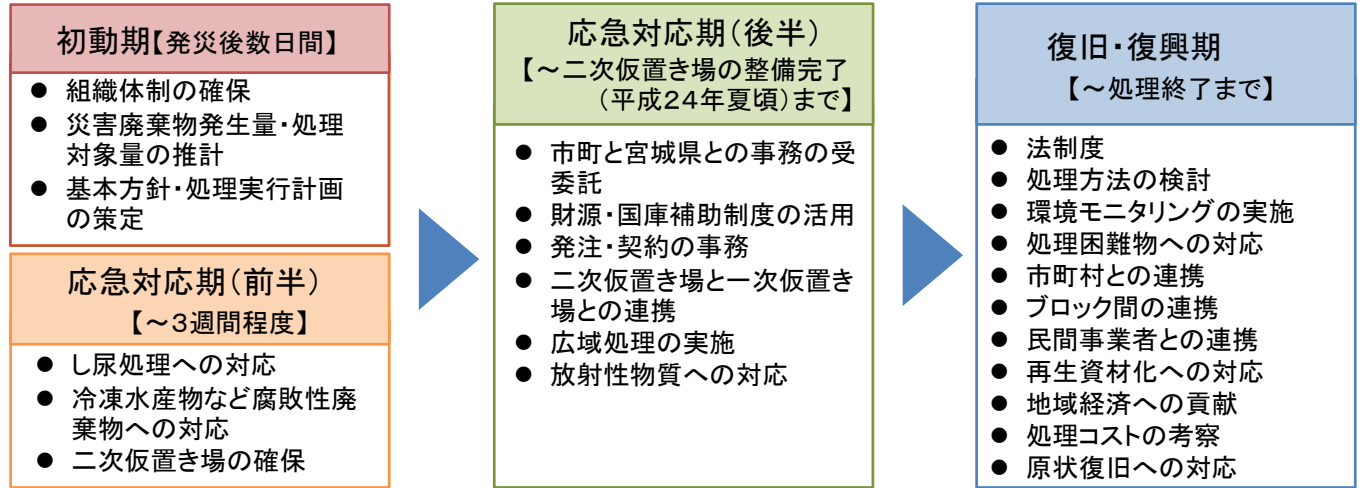
II 宮城県で実施した災害廃棄物処理の概要

- 宮城県全体の災害廃棄物処理量1,951万トンのうち、宮城県が受託し処理した量は、972万トン。約88%をリサイクル
- 宮城県が広域処理した量は、24.6万トン（市町村が広域処理した量は8.4万トン）



III 宮城県で実施した災害廃棄物処理業務の検証

- 宮城県が行った災害廃棄物処理に関する23項目について、環境省「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて（中間取りまとめ）」を参考にして時系列に整理し、検証



IV 大規模災害発生時における災害廃棄物処理の在り方についての提言

- 検証を踏まえ、大規模災害発生時における災害廃棄物処理の在り方について次の内容を提言

大規模災害に対する備え

- 仮置き場用地の確保又は想定
- 廃棄物処理業者が優れた能力を発揮するための支援と民間事業者及び関係団体との連携強化
- 隣県等との相互協力体制の確立と県内市町村等との連携強化
- 廃棄物処理全般に関する人材育成

災害廃棄物処理を行うに当たっての優先順位等

- 災害廃棄物処理を行うに当たっての優先順位（①発生量推計、②最終処分場の確保、③減量化・資源化の推進）
- 処理対象量推計の精度向上と処理実行計画の不断の見直し
- 処理技術の多様性の確保

法制度の見直し

- 廃棄物処理法の各種手続の緩和と特例措置
- 私有財産の取扱いの整理

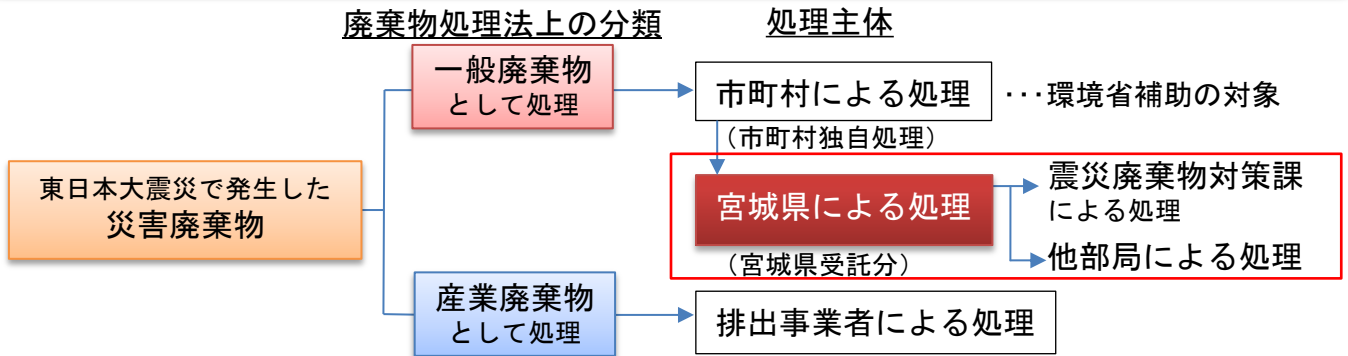
財源や各種事業体制の弾力化・一元化

- 補助制度に代わる交付金制度の創設
- 補助制度を維持する場合の被害程度に応じた段階的な財政措置の事前設定
- 復興事業を見据えた財政措置の弾力的運用
- 国家存亡の危機の際、全ての復旧・復興事業を一元化する専門機関の設置

宮城県で実施した東日本大震災に係る 災害廃棄物処理業務の概要

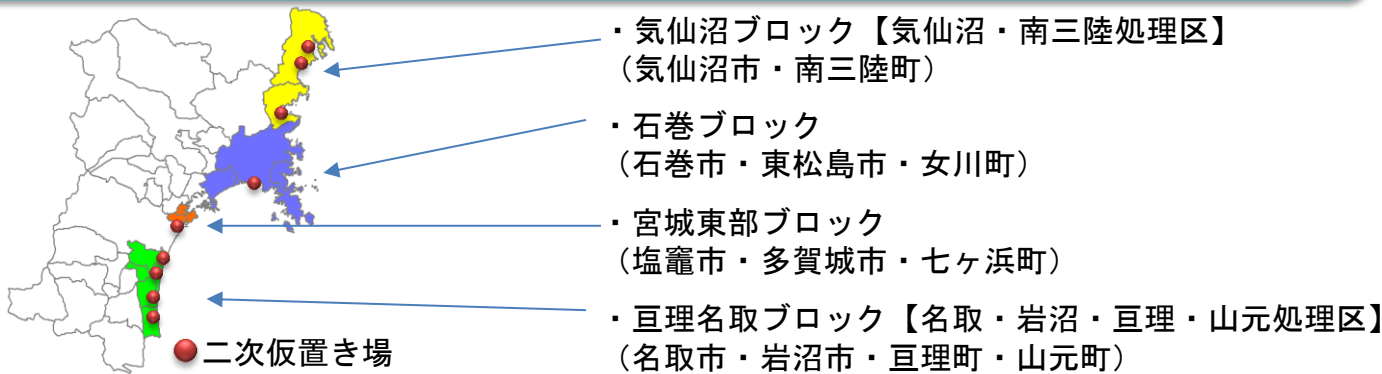
I 東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理主体等

- 一般廃棄物とされる災害廃棄物の処理は、通常、市町村の所掌事務
- 東日本大震災の被害が甚大であったことから、宮城県では、沿岸被災12市町(石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町)から地方自治法に基づく事務の委託を受け、災害廃棄物の一部を処理



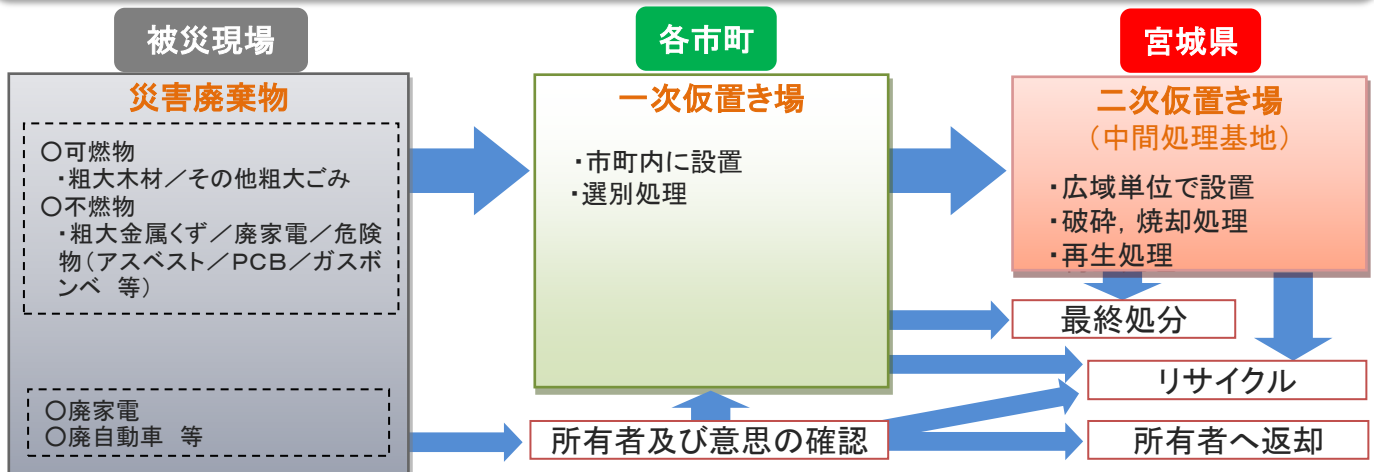
II 災害廃棄物処理のブロック・処理区構成

- 宮城県内を4つのブロック・6つの処理区に区分
- ブロック・処理区ごとに概ね1カ所に二次仮置き場と呼ぶ大規模中間処理基地を設置



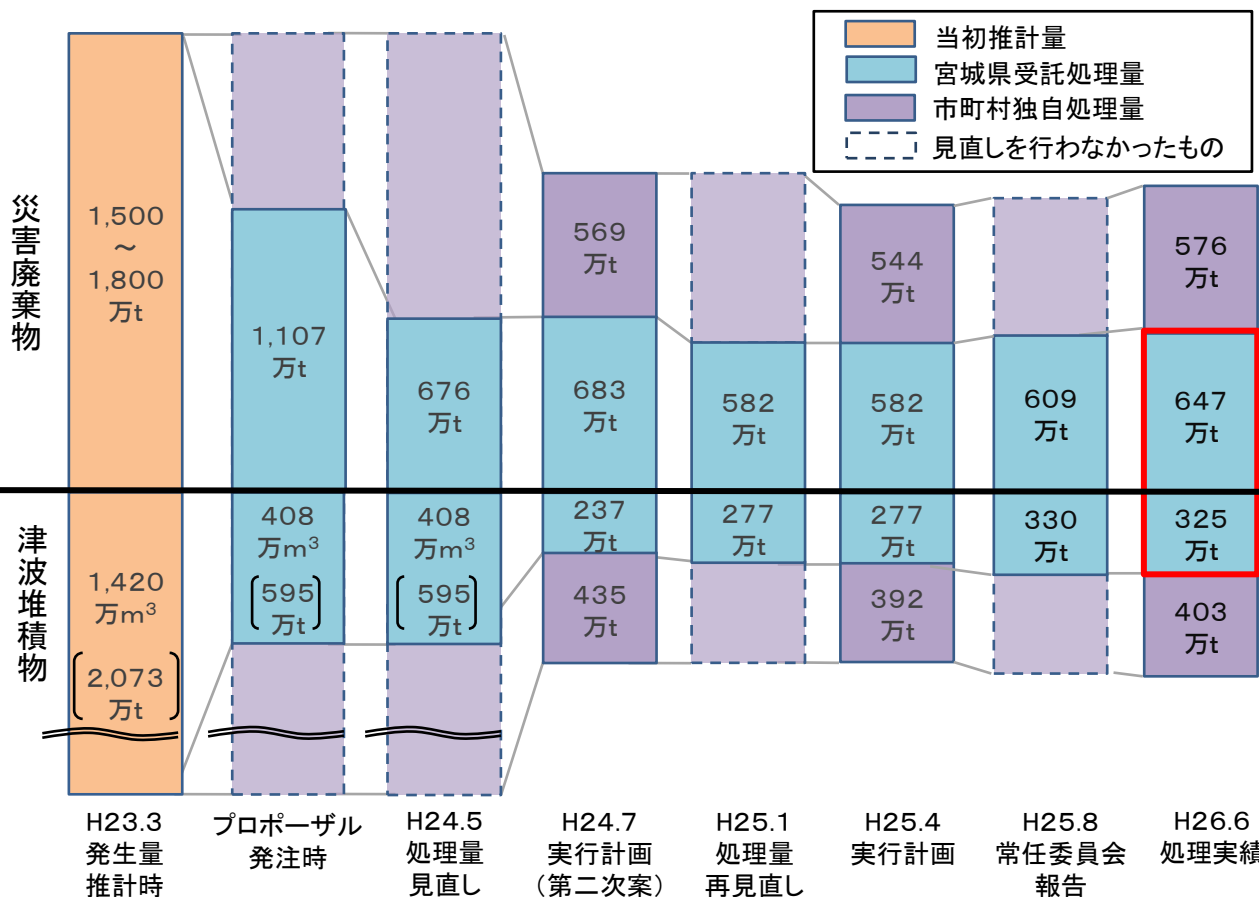
III 災害廃棄物処理の流れ

- 災害廃棄物は、被災現場から市町村が設置した一次仮置き場と呼ぶ集積場所に集積。一部は直接処理先に搬出
- 宮城県に処理を委託されたものについては、二次仮置き場に搬出し処理



IV 処理対象量等の推移と処理実績

- 宮城県全体の災害廃棄物処理実績量は1,951万トン(災害廃棄物約1,223万トン,津波堆積物約728万トン)。平成21年度の宮城県全体における一般廃棄物排出量約15年分に相当。
- 宮城県が受託し処理した量は,972万トン。約88%をリサイクル
- 宮城県が広域処理した量は,24.6万トン(市町村が広域処理した量は8.4万トン)



総量	3,573~3,873万t			1,924万t		1,795万t	1,875万t	1,951万t
うち宮城県受託分		1,702万t	1,271万t	920万t	859万t	859万t	939万t	972万t

V 処理進捗の推移

- 仮設焼却炉が稼働し始めた平成24年春から夏頃に処理が本格化
- 平成26年3月12日の公益財団法人宮城県環境事業公社小鶴沢処理場への埋立処分をもって全ての処理を完了

(処理進捗率)

※震災廃棄物対策課対応分の処理進捗率の推移

